

意見書

平成23年6月17日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんばんにごう
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 KDDI株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう たなか たかし
代表取締役社長 田中 孝司

「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」改正案
に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

【メガデータネットの削除について】

今回の改正案において、メガデータネットについては「需要が減少しており、当該機能については利用者の影響に及ぼす度合いが低くなっており、スタックテストで接続料水準の妥当性を判断する必要性も相対的に低下している」との考えが示され、接続料を設定するNTT東・西が実施するスタックテストの検証区分から削除することとなっていますが、同サービスは移行期の状況にあり、2010年3月時点において未だ市場に約4万5千もの契約数が残存していることを踏まえれば、今回の改正において検証区分から削除することは早計であると考えます。削除により接続料の適正水準の検証が不可能となり、接続料水準の更なる上昇を招くなど公正競争上の懸念が生じることから、メガデータネットをスタックテストの検証区分として継続すべきです。

【ビジネスイーサワイドの追加について】

法人系アクセスとして主要なサービスであり、今後も需要の伸びが想定されるビジネスイーサワイドをスタックテストの検証区分として加えることが適当との考えが示されたことについては、同サービスの接続料の適正性の検証を可能とし、公正競争の確保につながるものであることから賛同します。

なお、NTTコミュニケーションズは、NTT東・西からNGNイーサネットサービスの卸売りを受けて自社のイーサネットサービスを提供していますが、卸売り料金については相対契約で設定されていると想定されるものの、その水準は競争事業者等の外部には明らかにされていません。

ドミナント事業者であるNTT東・西がグループ企業のみバルク型料金体系による卸売り料金を適用し、競争事業者に適用される接続料水準よりも低廉な料金でサービス提供しているとすれば、グループ会社間の連携により、実質的な接続料の差別的取扱いを生じさせ、競争事業者が同等にサービスを提供できないこととなります。その結果、NTTグループのドミナント性が助長される懸念があります。

したがって、スタックテストの実施にあたっては、NTTグループ間におけるバルク型料金体系による卸売り料金の存否を明らかにし、もし存在するのであれば料金水準を外部に開示し、他の競争事業者にとって競争可能な条件となっているかどうか検証することが必要です。

以上